

平成25年第6回にかほ市議会定例会会議録（第3号）

1、本日の出席議員（ 18 名 ）

1 番	村 上 次 郎	2 番	竹 内 睦 夫
3 番	佐々木 弘 志	4 番	伊 東 温 子
5 番	鈴 木 敏 男	6 番	宮 崎 信 一
7 番	飯 尾 明 芳	8 番	佐々木 正 明
9 番	小 川 正 文	10 番	市 川 雄 次
11 番	菊 地 衛	12 番	池 田 甚 一
13 番	奥 山 収 三	15 番	加 藤 照 美
16 番	伊 藤 知	17 番	佐 藤 元
18 番	齋 藤 修 市	19 番	佐 藤 文 昭

1、本日の欠席議員（ 1 名 ）

14 番 竹 内 賢

1、職務のため議場に出席した事務局職員は次のとおりである。

議 会 事 務 局 長 伊 東 秀 一 班 長 兼 副 主 幹 佐 藤 正 之
副 主 幹 加 藤 潤

1、地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

市 長	横 山 忠 長	副 市 長	須 田 正 彦
教 育 長	齋 藤 光 正	総 務 部 長	齋 藤 均
市 民 福 祉 部 長	齋 藤 洋	産 業 建 設 部 長	佐 藤 正
教 育 次 長	武 藤 一 男	ガ ス 水 道 局 長	佐 藤 俊 文
消 防 長	伊 東 善 輝	会 計 管 理 者	須 田 一 治
総 務 部 総 務 課 長	齋 藤 隆	企 画 情 報 課 長	齊 藤 義 行
財 政 課 長	佐 藤 正 春	防 災 課 長 兼 危 機 管 理 監	土 門 保
税 務 課 長	渋 谷 憲 夫	市 民 課 長	佐々木 俊 哉
雇 用 対 策 政 策 監 兼 商 工 課 長	佐々木 敏 春	観 光 課 長	佐 藤 均
建 設 課 長	佐 藤 信 夫	学 校 教 育 課 長	高 野 浩
文 化 財 保 護 課 長	大 坂 幸 雄		

1、本日の議事日程は次のとおりである

議事日程第3号

平成25年12月12日（木曜日）午前10時開議

第1 一般質問

1、本日の会議に付した事件は次のとおりである。

議事日程第3号に同じ

午前10時00分 開 議

●議長（佐藤文昭君） ただいまの出席議員は18人です。定足数に達していますので、会議は成立します。

日程に入る前に報告します。地方自治法第121条の規定に基づく出席者は、お手元に配付のとおりです。

また、14番竹内賢議員から、病気のため欠席届が提出されておりますので、これを許可しております。したがって、本日の最後に行う予定の竹内賢議員の一般質問は行わないことになりました。

日程第1、一般質問を行います。

一般質問については、申し合わせにより、通告外の質問は認めておりませんので、注意してください。

順番に発言を許します。

初めに、1番村上次郎議員の一般質問を許します。1番村上次郎議員。

【1番（村上次郎君）登壇】

●1番（村上次郎君） おはようございます。

3項目にわたって質問をしますが、最初、教育にかかわる質問ということで、その質問前に一言話したいと思います。

今、秋田県の教育は学力テストが全国のトップクラスということで、テストの点数を上げることに力が入り過ぎているのではないかというふうに感じます。しかし、昨日の齋藤新教育長の挨拶では、教育は人づくりと述べており、私はそのとおりだというふうに思いました。今後、じっくりとにかほ市の教育のために取り組んでもらいたい、こういうふうに思います。

それでは、最初の項目、準要保護世帯の関係について質問します。

小・中学生への就学援助制度は、義務教育は無償というふうにした憲法第26条、それに関係した法律に基づいて小・中学生のいる家庭に学用品費や入学準備金、給食費、医療費などを補助する制度です。2010年度からは準要保護の支給項目に、これまでに加えてクラブ活動費、生徒会費、それからPTA会費が加わっています。本年3月議会では、この3項目の支給について質問したところ、

にかほ市ではこの3項目は加えていないという答弁でした。市民の暮らしは今、雇用が大変で、所得も減る傾向、非正規雇用が拡大しつつあります。それのみか医療費や税金の負担増、そして電気料金や灯油などを含め諸物価の値上がりなどで、これまで以上に暮らしが大変になってきています。消費税の増税も4月から行われようというふうになりますけれども、このような生活にさらに困難を加えることになり、4月からの消費税増税はやめるべきではないかというふうに考えております。

一つ目ですが、本年度の準要保護世帯数、これはどのようになっているか。それから、時期的にはほとんど影響ないかなというふうには思うのですが、生活保護基準の引き下げということが行われ、その影響を受けると準要保護対象世帯も減少していくというふうになる心配があるわけです。そういう点について準要保護世帯が減っているというようなことはないかどうか、そのことについてお尋ねします。

●議長（佐藤文昭君） 答弁、教育長。

【教育長（齋藤光正君）登壇】

●教育長（齋藤光正君） では、村上議員の就学援助についてのことについて御答弁したいと思います。

私もその村上議員の言うように義務教育は無償という憲法第26条からこの就学援助制度はとても大事なことだと思います。しかも学校教育法の25条及び40条では、経済的な理由によって困難が認められる学齢児童及び生徒の保護者に対して必要な援助を与えなければならないというふうに明示していますので、これは大事な制度だと私も思います。

①番の準要保護世帯ですが、平成25年度のにかほ市の準要保護世帯数は80になっています。そして平成24年度は、これも80です。それから、平成23年度は81になっています。こんなふうに見ると、ほぼ同数になっていますから、生活保護基準の引き下げによる影響はほとんどないのではないかとこのように考えております。以上です。

●議長（佐藤文昭君） 村上次郎議員。

●1番（村上次郎君） 大体その横並びということで、そんな影響はないということはよかったと思いますが、二つ目に3月議会でこの三つの項目、クラブ、生徒会、PTA、この会費について、答弁ではこの支給については研究したいというふうに言っておりましたので、その結果、検討したかどうかということもあると思うのですが、どのようになっているか伺います。

●議長（佐藤文昭君） 答弁、教育長。

●教育長（齋藤光正君） 3月の本会議では、その3項目は上げない理由としては、まず公平性に欠けると。それから、一律支給にはなじまないということで加えていないという説明をしております。でもその後に他の市町村とか、それから今年度6月に実施しました義務教育課の就学援助制度の調査を、それをもとにして考えたみたいです。例えばその調査によれば、クラブ活動費については25市町村のうち全て支給していないということです。それから、生徒会費については25市町村のうち3市・町だけ支給している。ただ、その支給額はまちまちであると。それから、PTA会費については25市町村のうち1市町村だけ支給されております。こんなふうに見ますと、この3項目については、やはり県内ほとんどまず支給していないというふうな状況ですので、にかほ市も同様に現在のところ

ろ支給していないというふうな状況であります。

それから、聞き取り調査によりますと、横手市は来年度平成26年度から、金額は決まっていないけれども生徒会費とPTA会費については支給を変更中だというふうなお話です。私たちもまず他市町村の傾向とかいろいろな情報を見ながら検討していきたいというふうに考えております。

●議長（佐藤文昭君） 村上次郎議員。

●1番（村上次郎君） 項目3項目に分けましたけれども、実際、今、3項目についての答弁というふうにもなっていますので、絡んで質問したいと思いますが、今後また検討していくということなのですが、公平性に欠けるとか、あるいは一律支給はなじまないということについては、どのような判断をされて、そのことによって支給の検討の仕方が、支給の方向が強まるのか、あるいはなかなか進まないのかという基本的な考え方というのも大事ではないかというふうに思いますので、その点についてはいかがでしょうか。

●議長（佐藤文昭君） 教育長。

●教育長（齋藤光正君） 例えば私も現場へいたときに、村上議員も現場にいた時に、具体的にクラブ活動費というのは学校後援会といひまして、保護者から、まず小学校の場合は一口500円ぐらい、それから中学校の場合は一口1万円ずつ寄附をしていただいております。その段階で集めたお金で各小学校であればスポ少、中学校であれば部活というふうにいろいろなところに分配しております。ただ、最近のその寄附金の中には、やはりなかなか集まらないんです。寄附してくれないんです。中には部活動をやっている子の親さえも支払ってくれない、寄附してくれない、そういう状況なんです。それだけやはり世の中が苦しいのだと思うけれども、中には非常にその、なに払わねたっていいんじゃないかというふうなそういう親も中におります。何とかあなたの子供たちが今部活やっていますから、お父さんお母さん払ってくださるかと言っても、そんなこと関係ねえというふうな親もおります。そういうふうなことを考えて、逆に小学校の学校後援会の項目の中には、今、PTAなどにもスポーツ少年団に配分する後援会はほとんどありません。何でスポーツ少年団にやらなきゃいけないのかというふうな保護者の声が強くなりまして、小学校の学校後援会ではスポーツ少年団のほうには配分されておられません。つまり、全員の子供たちの対象になっていないというふうなことで保護者からもそういうふうな追及があります。

それから、中学校の部活もそうです。今、学校後援会のほうに中学校の保護者も小学校からずっと上がってきた親方が中学校に来ますので、全員が入っていないその部活になぜみんなでそうしてお金をやらなきゃいけないのかというふうな、そういう声がかんたん出てきております。そしてまた、中学校も小学校もですが、一つの学校で部活を今度は構成できなくなっている。それだけ人数が少なく、大規模な学校であっても、鶴舞・新山小学校であっても全然部活の子供たちが構成をつくれなくて、例えば中学校では、金浦中学校と矢島中学校、前はバレーもそうでしたが、そういうふうにしてお互いに協力していかないと部活は成立しなくなると、それだけスポーツに対する意識がなくなったのか、それとも土日はほとんど時間がないので、自分の家庭の時間を大事にしたいというふうな気持ちからくるのか分かりませんが、まずいずれにしてもスポーツ少年団に入る子供も少なくなったし、それから中学校の部活も成立しなくなる、そういう部もたくさんあるとい

うふうな捉え方です。

それから、生徒会費ですが、この生徒会費はやはり中学校は特に三大行事と言われるまず運動会、それから文化祭、それから合唱祭、この三大行事に子供たちは本当に全力を尽くします。特に文化祭についてはその生徒会費を子供たちはいかにどんなふうにして使うか。ところが実際にいろんなことを工夫してやっていると、お金が足りなくなってくる。特に消耗品が足りません。そうすれば学校の消耗品で補わなければなりません。ただ、私は大事なものは、生徒会そのものはお金がないからといって、じゃあ行事を縮小しようとかそういうこと考えは持ちません。自分たちで廃品回収をやってみたり、またはバザーをやってみたり、そうやってお金を自分たちで工夫しながら、そして生徒会費を補っていると。私はこれがやはり中学生にとっても大事なことじゃないかと。ただ金を与えて、そしてやれじゃなくて、じゃあ自分たちでこのお金で、与えられたお金でどうやって、そしてまた自分たちで協力してお金を工面していく、それがやはり生きる力じゃないかと。子供たちの工夫されたそういう力強さを目指す方向じゃないかと思うんです。だから、何でも恵まれた環境のもとで、恵まれたお金の中で子供を育てるんじゃないかと、やはりある程度そういうふうな恵まれない、またある意味では不便な、そういうふうなことを与えながら子供たちを鍛えていく場面も必要ではないかと思いました。

それから、PTA会費ですが、これも村上議員も現場にいたときに分かりますが、昔はそのPTA会費でどちらかといえば保護者の研修旅行とか、ある時は一泊しなくても途中宴会も含めた研修旅行をほとんどやっていました。もう最近では子供を主体にした講演会とか、それから子供と一緒に活動をやるようになりました。つまり、PTA会費も、やはり自分たちじゃなくて子供に還元するような会費に変わってきています。ただ、私思うには、PTA活動、私は校長のときそうですが、昔から同じ活動をやっていて、そしてマンネリ化している。じゃあこの分なんかあといらんないんじゃないかと、そしてその予算を削ればいいんじゃないかと。そうやってそのPTA活動を昔からやっていることじゃなくて、今の時代にこの分はいらんないんじゃないか。研修部門は予算を組み替えてもっともっとうしなきやいけないとか、じゃあ予算をもう少し減らして、ここのところを宴会とかそういったことをやめて新しいことをやるとか、そういう工夫することもまず大事じゃないかということで、私はやはり村上議員の気持ちはよく分かりますが、もう一度その就学援助の人方の、例えばクラブ活動費、それから生徒会費、PTA会費あたりの現場の先生方から、またはPTAの人方から聞きながら、どうしてもやはり必要だとかそういうことをもう少し検討しながら考えていきたいなというふうに考えております。

そしてもう一点は、就学援助をいただいている人方の状況です。確かに生活が苦しくて本当にお金が必要だというふうな謙虚な保護者もおります。でも中には、もらうのが当たり前だと、中には通帳に入っていないからいつ入るんだということを学校に電話をする人もいます。これはやはり、いくら就学援助を受けた人であっても常識としておかしいのじゃないかというふうな捉え方です。例えば今言ったようなこの3項目じゃなくて、教材とかいろいろなものが含まれて援助されますが、給食費もそうです。それを、給食費は払わない、または教材費も払わない、そうすれば結局おかあさんの生活費そのものを、援助費としてイコール生活費と捉えて全然子供のほうに転換されていな

いというふうな方もおりますので、その辺も詳しく調べるといのはおかしいけれども、もう少しその辺も考えながら、そして他市町村の状況とかお互いに相談しながら検討していきたいというふうに考えます。よろしく申し上げます。

●議長（佐藤文昭君） 村上次郎議員。

●1番（村上次郎君） 準要保護を決定するのは教育委員会が慎重に収入状況、あるいは家族の構成、それから最近変化してきたかとか、そういうものなどを十分検討して準要保護に該当するというふうに決まると思うんです。一旦決まったら、振り込まれていないからどうだというのはせば詰まってるかもしれないけれども、生活保護と同様に一部の心ないと言えいいですか、ちょっと常識からずれる、そういう受給者がいるということは承知しておりますけれども、全体としてみれば、やはり生活が苦しくて、何とかこれを頼りにしていきたい、それを子供のために生かしたいということなのではないかと思えます。

例えば大仙市では今年、生徒会費、それからPTA会費、これも支給するというふうに決定しました。さっき教育長が言ったように、暮らしている状況というは大変なので、できるだけいろんな面でバックアップしていく、基本的には先ほど話の出た義務教育は無償ということからスタートしているわけですから、できるだけお金のかからないようにということしていくべきだと思うんです。例えば生徒会費であれば、小学校だと児童会というので会費がほとんどないという状況もありますが、中学校の場合、今言われたように予算が足りなくなるということもあるわけで、大仙市の場合には生徒会費については国と同額を支給すると。これは5,300円というふうになっています。PTA会費は中学校は4,700円、こういうふうになっていますから、これをそのまま一律に支給していくというふうにして、できるだけこの趣旨を生かすというふうにしているわけです。ですから、こういうことも酌み取って、まだ実施しているところがそんなに多くないからというようなことではなくて、できるだけ保護者の生活を安定させる、あるいは子供たちに還元させていくという観点から今後検討して、この2項目、先ほどクラブ活動はちょっといろいろ問題があるというふうに言いましたけれども、クラブ活動を仮に検討に加えるのは困難であるにしても、生徒会費やPTA会費はぜひ今後検討を加えて、3月頃にはやはり支給というふうに行くべきではないかと思えますので、その点の検討の方向をお尋ねします。

●議長（佐藤文昭君） 答弁、教育長。

●教育長（齋藤光正君） そうすれば、先ほどまで説明したとおりですので、現段階ではクラブ活動などの3項目については、就学援助の支給対象にはなっていませんが、まず今後、今、村上議員が言われたように、大仙市とかそういうものを参考にしながら、そして動向を探りながら、そして学校、保護者の意見も聞きながら就学援助のあり方を検討していきたいと思えますので、よろしく申し上げます。

●議長（佐藤文昭君） 村上次郎議員。

●1番（村上次郎君） さっき大仙市の例を話しましたがけれども、秋田市、それから男鹿市も進めて、支給しているわけです。ですから、ちょっと話がずれますけれども、にかほ市の場合、県内でまず全然やっていなかった小学校までの医療費の無料化、これを県内ではトップに実施をしているとい

う実績もある。ですから、こういう面でもやっているところが多い少ないというよりは、子供たちのために、あるいはその保護者のためにどういう方向がいいのかということで今後検討をぜひしていただきたいと思いますというふうに思います。その就学援助制度については以上にして、次のほうに進みたいと思います。

二つ目は国保税の問題についてです。国保税は国の補助金が実は当初、負担というか国庫負担というのは約5割あったのが、現在ではその半分になっている、こういうことが国保全体の運営が困難になっているということになると思うんですが、国保に加入している人は全体的に所得が低い。退職していて現金収入が少ない、少ない年金で暮らしているというふうな人も含めて所得が低い。それから、年齢構成も高い。そういうことで、ここの運営がかなり困難になっていると。そして、払う側からいけば所得が少ないのに負担感のすごく重い税金になっているのが国保というふうになっています。にかほ市は合併してからいろいろ検討して、担当者が苦勞しながら何とか上げないでやっていけないかということで綿密な調査をしてこれまで頑張ってきております。その点は評価しております。しかし、そろそろ上げなくてはならないんじゃないかという声もちょっと聞きますので、その点について心配しているんです。最初に滞納状況、これはかなりなものだというふうに思いますので、どのようになっているか、そしてその状況を見てどういうふうに考えているかということについてお尋ねします。

●議長（佐藤文昭君） 答弁、市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

●市長（横山忠長君） おはようございます。

それでは、村上議員の御質問にお答えをいたします。

滞納状況などについてでございます。初めに、数字的な傾向について申し上げます。平成23年度の滞納繰越調定額は580世帯で約1億9,536万円となっております。平成24年度は561世帯で約1億7,792万円となっております。平成25年度については534世帯で1億6,585万円となっております。3カ年で見ますと滞納世帯、あるいは滞納額についても若干減少しているという傾向にございます。

また、不納欠損についても平成22年度分が約1,961万円、それから平成23年度が1,663万円、平成24年度が1,629万円、そのような数字となっているところでございます。

年々少なくなっておりますが、しかしながら今申し上げましたように約1億6,000万円が現在でも滞納繰越額があるという状況でございます。

ただ、このような滞納があるわけでありましてけれども、税負担の公平性を確保するためには、滞納額のさらなる減少に総力挙げて努めていかなければならない、そのように考えておりますが、このため再三の催告にもかかわらず納税していただけない方、あるいは全く誠意が見られない滞納者に対しては、現在は財産調査を実施して差し押さえ等の滞納処分を行うなど、厳正で公正な滞納整理に努めているところでございます。

また、現下の厳しい社会情勢の中にあつて現実的に納税が困難な方もございますが、こうした方々については納税相談を受けながら個々の生活状況等を十分把握して、そして担税力がないと認める場合においては、関係法令の規定によりまして滞納処分の執行停止を行うなど適正に処理をしてい

るところであります。

●議長（佐藤文昭君） 村上次郎議員。

●1番（村上次郎君） 数字的なことは答弁してもらいましたし、滞納に対する態度というかそういうことも分かりましたけれども、こういう実情で推移してきているということをどういうふうに考えているのかなということももしありましたらそのこともお尋ねしたいと思っておりますが、どうですか。

●議長（佐藤文昭君） 市長。

●市長（横山忠長君） 今申し上げましたように、担税力のない方については、適正な法的な形で処分しているわけではありますが、確かに生活の苦しい方もあろうかと思えます。思いますが、こうしたことについては、先ほど申し上げましたように状況を把握しながら適正に対応してまいりたい。ただ、税に対する納税意識がやはり薄くなっている、重く受けとめていないという方も相当数おりますので、やはりこれをですねもっともっとその納税意識を高めるような方法もしていかなければならないのではないかなということ、現状を踏まえてそういうふう感じております。

●議長（佐藤文昭君） 村上次郎議員。

●1番（村上次郎君） これは滞納しているというのは、当然国保だけでなくいろいろな分野にわたっている、そのために市内でもその対策のための横の連携等取りながらやっているということも聞いております。滞納の結果、資格証明書を発行せざるを得ないと。これは保険証がないということと同じですから、お医者さんにかかるとその場で現金は全部払わなければいけない、そういう大変な状況に追いやられているというのが資格証明書で、そのほかに短期保険証、これは3ヵ月ぐらいだと思うんですが、そういうのも発行されているというふう思うので、その状況はどうなっているかということをお伺いします。

●議長（佐藤文昭君） 答弁、市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

●市長（横山忠長君） 資格証明書、短期保険証の発行状況についてでございますけれども、御承知のように資格証明書は納税相談にも応じないという方に対して納税意識の欠如が見られるということで資格証明書を発行しておりますけれども、この際、資格証明書を発行する場合には、前もって特別な理由が、事情がある等の理由書を出していただきたいというふうな指導もしているところでございます。

現在ですが、12月1日現在になりますけれども、資格証明書を発行しているのが9世帯の14名、短期保険証が211世帯の428名となっております。このうち高校生以下の被保険者42名には6ヵ月の保険証を交付しております。短期保険証は3ヵ月ごとに更新しておりますが、その都度納税相談を行い、納税者の状況把握や分納による納税喚起など収納対策の機会としているところでございます。

御承知のように国民健康保険は相互扶助の制度でございますので、被保険者間の公平な負担を確保し、健全な財政運営に資するためにも必要で重要な措置だと考えています。

●議長（佐藤文昭君） 村上次郎議員。

●1番（村上次郎君） 発行状況は分かりましたが、気になるのが高校生世代以下に短期保険証がいつ

ているということで、かつて中学生以下には資格証明書はもちろん短期保険証も出さないようにという配慮があったのではないかと思うんですが、その辺、中学生以下の場合も、これ高校生世代以下ですから入っているかと思うんですが、その点の中身をちょっと気になりますのでその点をお尋ねします。

●議長（佐藤文昭君） 市長。

●市長（横山忠長君） その詳細については担当課長から説明をさせます。

●議長（佐藤文昭君） 佐々木市民課長。

●市民課長（佐々木俊哉君） 高校生以下の被保険者42名は、資格証明書の対象者にはおりませんで、短期保険証の世帯のみの中で42名おります。その方に6ヶ月の保険証を交付しているということでございます。

●議長（佐藤文昭君） 村上次郎議員。

●1番（村上次郎君） その高校生以下というのは中学生が入っていないかどうか、その点分かりますか。

●議長（佐藤文昭君） 答弁、佐々木市民課長。

●市民課長（佐々木俊哉君） 失礼しました。この中には高校生以下でございますので、それこそ1歳児歳から高校生までの、中学生も入っております。何名かというのは、今ちょっと手元に資料ございませんので、入っているということです。

●議長（佐藤文昭君） 村上次郎議員。

●1番（村上次郎君） 今の高校生以下の場合の内訳分かりますでしょうか。内訳。中学生何人とか、小学生何人、それもお聞きします。

●議長（佐藤文昭君） 市民課長。

●市民課長（佐々木俊哉君） 今、手元に資料がございませんので、回答につきましては後ほどお知らせしたいと思います。

●議長（佐藤文昭君） 村上次郎議員。

●1番（村上次郎君） 小さい子になるほどお医者さんへかかるという可能性が多いものですから、その点について心配なので、これは後ほどで結構です。

三つ目の運営状況、これ、かなり努力してきているということも分かりますが、どう見ているか、これはかなり苦勞している、特に滞納が結構多いわけで、そして不納欠損も毎年1,600万円ぐらいつ出ているというふうなことから、その点についてどういう状況かということをお尋ねします。

●議長（佐藤文昭君） 市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

●市長（横山忠長君） 国保会計の状況についてでございますが、平成22年度以降の保険給付費は毎年8,000万円から1億円ぐら伸びております。これに対して税収はどうかというと、1,000万円程度しか税収は伸びておりません。その結果、単年度収支では赤字で、繰越金を減らしながらこれまで財政運営を行ってきたところであります。今年度は今定例会に補正予算を提出しておりますけれども、医療費が前年同期と比べて8.6%伸びております。額にしては1億円を超える伸びを示してお

りますので、これから国・県の支出金、支払金額の交付金が今のところ確定していないわけですが、資金不足が見込まれることから財政調整基金を取り崩しての運営となるものでございます。

また、医療費が現状のままで推移するものとして仮定した場合は、基金は枯渇の状況にあります。したがって、平成26年度、あるいは平成27年度においては税制改正に踏み込んでいかなければならない、そのように考えているところであります。

●議長（佐藤文昭君） 村上次郎議員。

●1番（村上次郎君） 今のように出ていくものは増えている。入るものは、やや増える程度という状況は分かります。これは市長会などでもいろいろ検討して、国のほうへも要請しているのですが、国はもっと大きくしたから楽になるんじゃないかというようなことで範囲を都道府県にしたという構想もあることはあります。しかし、結局、合併と同じように経営の大変な状況のところが集まってきた改善はなかなかできないと。やはり国の今の金の使い方、こういうことにもかかわると思うので、最初にちょっと言いましたが、当初発足した当時、全体の予算の5割ぐらいを国が負担していたのを今は4分の1に減っているということも大きな状況ではないかと思えます。そういうこともあって、各市町村、あるいは担当のところでは、できるだけ国保税の負担をさせないよというので一般会計から繰り入れをしているところが結構あります。にかほ市でも一般会計からの繰り入れもしております。そういうことを含めながら、今この引き上げをしようとしている、あるいはせざるを得なくなるというのは、さっき枯渇するのは平成26年度というふうに見ているようですが、この今後の計画、それから引き上げを検討しているかどうか、避けるためにどうしようとしているか、そういう点についてお尋ねします。

●議長（佐藤文昭君） 市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

●市長（横山忠長君） 一般会計からの繰り入れを含めて値上げは避けるべきではないかという御質問でございますが、先ほど申し上げましたように、この制度については相互扶助を基本として成り立っている制度でございますので、その支出額が被保険者の医療需要に応じて、変動はしてまいりますけれども支出した額に応じた収入を確保することが必要だというふうに考えております。

一般会計からの補填、部分的には子供たちの医療費の無料化などによって一般会計からその分補填していますけれども、基本的にはやはり医療費が膨らんだ分は当然相互扶助の形の中で被保険者から負担していただくというのが私は基本だと思っております。

市民全体から見れば共済けんぽや共済とかいろいろな保険に加入して、共済に加入して、市税を納めたほかに自分たちもその保険料を納めているわけです。それをまた国保に対して一般会計から国保に繰り入れをするということは、国保以外の方々が二重に保険料を納めるということにもなりかねないわけでありまして、私はやはり基本的には保険料、保険税率は改正していくべきだろうと私は思っております。

そこで県内の状況をちょっと調べてみましたが、にかほ市の場合は平成20年度から改正しておりません。それで、6年間据え置きしながら運営してまいりました。例えばにかほ市の世帯の平均課税所得が104万8,413円、被保険者数は1.7人で、これに基づいて県内市町村の税率により医療分の税額

を試算してみますと、にかほ市は9万925円で県内で最も安い、最も高いのが秋田市の16万4,386円で、にかほ市とは7万3,000円以上の開きがある状況になっています。ちなみに、2番目のあたりでは井川町とも1万138円、にかほ市のほうが安くなっている。例えば、ちなみに隣の由利本荘市はにかほ市よりも4万8,500円高いというふうな形になっておりますので、公平の原則に基づいて、私としては平成26年度か平成27年度に税制改正へ向けて試算をし、そして国保運営協議会に諮りながら議会のほうに相談してまいりたいと思っています。

●議長（佐藤文昭君） 村上次郎議員。

●1番（村上次郎君） 今、国保のあり方については相互扶助というふうな話でしたけれども、実際は国も負担をして進めて、国民皆保険ということで社会保障の一環というふうに見るのがいいのではないかというふうに思っています。今、地震を、震災を契機に自分の命は自分でというようなところの影響もあるかもしれませんが、国の政策も自助、そして共助、最後は公助だと、こういうふうな考え方ですが、社会保障は自助、共助、公助ではなくて、やはり国として国民の生活を責任を持って守っていく、こういうあり方ではないかというふうに考えています。地方自治法でも住民の福祉を第一に考えてやっていくんだというふうに述べておりますので、そういう考えでいくべきではないかというふうにまず思います。

今、にかほ市の場合、安いというふうに言われていますが、これは大変結構なことだというふうに思います。ですが、国保の一般会計からの繰り入れも一部の国保加入者になると公平感が欠けるような市長の話ありましたけれども、実は国民健康保険の実態調査というのがあって、担当のほうで見ていると思うんですけども、1人当たりの一般会計からの繰り入れというのは、にかほ市の場合には確か県内では8番目ぐらいで1人当たり1,083円、もちろんこれは平成23年度決算ですから、そのぐらいになっているようです。仙北市がにかほ市よりもちょっと多く支出していて1,153円、一番多いのが三種町で国保被保険者1人当たり1万3,000円ぐらいも出していると。それぞれの市町村の歴史的な流れ、そういうこともあって、ただ数字だけでどうこうということではないですが、結構まず負担はしていると。2番目に多い横手市が5,800円程度、一般会計から出しているというふうになっておりまして、一般会計からの支出というのはにかほ市を含めてどこでも頑張っているという状況です。全国的に見ると7割ぐらいの市町村が1人平均1万円くらいというふうに一般会計から支出しているということがあります。でも、本来はこれは国のほうで負担金を増やせばいい、元に戻せばいいことであって、どこまでもいろんな政策と同じように市町村に押しつけてくるというところからくるやむを得ざる一般会計からの繰り入れというふうになっていると思うんですが、今後検討するときには一般会計からの繰り入れということにももう少し目を向けていってもいいのではないかというふうに思いますが、その点はどうでしょうか。

●議長（佐藤文昭君） 市長。

●市長（横山忠長君） 御承知のように国保については県が保険者という形で今勉強会もやっているわけです。各市町村、県も入って。どういう形でこれは結論が出るのかは今の状況では分かりませんが、県がなくても確かに財政的には厳しいと思いますし、ただ、現状の中では、国保会計が赤字だから一般会計から安易に補填をするという形は余り好ましい状況ではないのではないかなど。

やはり補填する以上は、それなりの根拠があって補填すべきであって、そのあたりもいろいろ全国、あるいは県内の状況を調べながらさらに検討をさせていただきたいと思います。

●議長（佐藤文昭君） 村上次郎議員。

●1番（村上次郎君） 今後検討ということですが、市町村での一般会計の繰り入れというのは、どこでも少しずつ増えているという傾向にあります。秋田県全体の市町村で見ると、平成になって、これは西暦なんですけど、2010年度と2011年度の比較だと15%ぐらい一般会計からの支出を増やしている。どうしてもやむを得ないという事情もあると思うのですが、そういう傾向にあるわけですから、これは市長会でも当然国保に対してはもっと国の負担金は増やせと。そうでないとやっていけない。ですから、そういうことになると社会保障の考え方でいくというふうになると思うので、その点今後よろしくをお願いします。

2項目めは以上にしまして、最後の地域要望の実現に全体計画を立てながらできるだけ進めてもらいたいというので、資料も丁寧な資料をいただきました。

この前、中橋の議会報告会に行ったところ、雨が降ると道路の排水ができなく、車が通ると車の走る勢いで水がどんどん倉庫に入ってくるというような話もありまして、これが結構何年もかかっている。梅雨時になると特に大変で、家の中も湿ってかびなども生えて大変だと、こういう話もありました。担当のほうではかなりこれも頑張ってきているとは思いますが、ですが、前にも聞いたことあるのですが、地域の要望の集め方、これをどういうふうにしているか。その一覧表になっているので中身は分かりましたが、地域要望の集め方、これまで順位をつけて、1、2、3と三つぐらいずつ出してくれというふうにやってきたと思うんです。地域が広くて世帯数が多ければ三つだけでは足りないんじゃないかと、大きいところは三つと限定しないでもうちょっと増やしてもいいんじゃないかということの話をしたことがあるんですが、集め方についてどういうふうになっているかお尋ねします。

●議長（佐藤文昭君） 市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

●市長（横山忠長君） お答えをいたしますが、先ほどお話ありましたような小規模な修繕等については、すぐにやるような形の対応をさせていただきたいと思います。

なお、以下の項目については担当の部長からお答えをさせます。

●議長（佐藤文昭君） 答弁、総務部長。

●総務部長（齋藤均君） それでは、質問でいくと②ということによろしいでしょうか。集め方の質問に入っていますということで、①については要望の状況ということになってはいますが、それを一覧表でお配りしておるということでございまして、今の質問は②に入ったということで…

●1番（村上次郎君） 集め方について、②に入ってもいいです。

●総務部長（齋藤均君） それでは、その集め方についてお答えをしたいと思います。

原則論になりますけれども、一つ目が建設事業関係、それから交通安全・保全対策関係、それからごみステーション、その遊園地及び集会施設関係、こういった3項目に分類をしながら項目ごとに3件、これを基準にして総枠として9件というふうにして要望の集め方をしております。

ただし、地区によっては世帯に大きな開きがございます。そういったことで300世帯を超える自治会、町内会につきましては、各項目は変わりありませんけれども、それぞれを5件というふうにして、総枠で15件ということにして提出をしていただいております。なかなか予算との絡みもございまして自由に要望を受け付けるといっても、なかなか取り組めないという事情もございまして、ある程度の制限をかけさせていただきながら、町内会においては優先順位、あるいは年次計画といったことに取り組みながら要望をしていただくというようなことしております。

これとは別に、突発的に道路が壊れたとか、危険度が急にがあるような、崩れたとか壊れたとかそういう緊急性のあるものについては随時受け付けるというふうにして対応をしております。

●議長（佐藤文昭君） 村上次郎議員。

●1番（村上次郎君） 要望の集め方は、300世帯を超えたところは増やしていると、大変結構なやり方だと思いますが、それでも毎年増える場合もあるわけで、これで間に合わないということもあるかもしれません。やや弾力的に行うということを含めて集めていってもらえばというふうに思います。特に要望しているけれどもなかなか改善できないと、それはいろいろ理由があると思うんです。国との関係があるとか、あるいは場所によってはものすごくお金がかかって簡単にはいかないと、いろいろそれぞれの場所による違いもあると思うのですが、何年かまたがっていくという場合の説明、それをどういうふうに行っているかお尋ねします。

●議長（佐藤文昭君） 総務部長。

●総務部長（齋藤均君） お聞きすれば優先的な内容の話に入っていると思いますので、資料をお配りしておりますが、このとおり建設関係が相当に多く、毎年そのような状況になっていまして、そちらにつきましては産業建設部長のほうからお答えをしたいと思います。

●議長（佐藤文昭君） 答弁、産業建設部長。

●産業建設部長（佐藤正君） 私のほうからお答えいたします。

③の地域要望の優先順位になりますけれども、緊急性や危険性、事業効果、地域的なバランスを考慮しながら予算に反映しております。

回答はどのようにしているかの御質問でありますけれども、やる場合は今年度整備を行いますと、あるいは今年度工事できませんよという形で回答はしています。そして、今年、特に平成25年度につきましては、通学路の安全対策を重点的にやりたいということで、その旨を付記しております。また長年、同じ状況という例がありましたけれども、確かに以前は次年度以降計画しますとか期待を持たせるような回答をしておりました。ただ、各集落の代表から言われますと、できないものはできないとはっきり言ってもらえないかということも聞きまして、今年からは、もう工事はできないと、あるいは莫大な経費がかかる、あるいは費用対効果でできないということをはっきりと申し上げるような形をとっております。確かに限られた予算の中で170件も上がってきますと、全てを実施することは実質的に無理があります。したがって、現場を重視しまして、緊急性、危険度、それを主に考えまして現場を選考しているような状況であります。以上です。

●議長（佐藤文昭君） 村上次郎議員。

●1番（村上次郎君） 4項目めにも入って答弁してもらっているようですので、答弁の仕方が変わっ

てきたと、できないものはできないというふうにとすることは、それは確かにはっきりしていいという面もあると思うのですが、がっかり面も多いんですね。ですから、そういうことを考えて、集落がたくさんあるわけですから、ある集落では順位が1番目なんだけれども全体から見たら順位がずっと落ちるということもあると思うんです。そういうふうな全体の中で、あなたの地区の要望はこういう位置づけなんだよということを話したら、もう少し理解が進むのではないかとこのように思うわけです。ですから、はっきり言うということの中には、うちのほうの要望はこういう位置づけなんだと、ほかの方のものもやっぱりやっていかなきゃいけないというふうに分かれば、断られても、できないと言われても納得の仕方がいいのではないかとこのように思うので、自治会の会長などが集まる場合も年に2回ぐらいあるようですし、いろんな場を使ったり、あるいは市政・行政懇談会もあるし、そういうところで市全体はこうなんだと、昨日の同僚の質問の中に地域性がうんぬんということがありましたけれども、やはり必要順位というのが出てくると思うので、そういう点を検討しながら丁寧な説明をしてもらえばいいと思いますので、その点についての答弁を求めます。

●議長（佐藤文昭君） 産業建設部長。

●産業建設部長（佐藤正君） 多分⑤の全体の実施計画等の作成のことを言われていると思うのですけれども、確かにおっしゃるとおりに全体像が分かりやすく見えやすいという点では有効な手段だと我々も思いました。そこで来年度以降、そういうものもあわせて建設課と現在協議を進めていまして、検討しているような状況にありますので、来年以降、どういう形で反映させるかもあわせて検討させていただきます。

【1番（村上次郎君）「終わります」と呼ぶ者】

●議長（佐藤文昭君） これで1番村上次郎議員の一般質問を終わります。

所用のため11時10分まで休憩といたします。

午前10時58分 休 憩

午前11時10分 再 開

●議長（佐藤文昭君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、4番伊東温子議員の一般質問を許します。4番伊東温子議員。

【4番（伊東温子君）登壇】

●4番（伊東温子君） 4番伊東温子です。今日は湧水の保全について一般質問したいと思います。

市は今年、いろいろな賞や指定を受けました。とても喜ばしいことです。先日は市の観光協会が企画した「鳥海の恵みって・・・！～山の幸、海の幸満喫ツアー～」が国土交通省の「“水のめぐみ”とふれあう水の里の旅コンテスト2013」で奨励賞を受賞したことが新聞で報じられました。

中島台、元滝の伏流水は、——こちょっと変えてください——「平成の名水百選」に選ばれ、伏流水や湧水は市の代表的な資源になっています。にかほ市には里にも海にも湧水が湧いていると

ころが多くありますが、その水量が減少したり、また、枯渇状態になっている箇所があるという話が聞こえてきます。その保全をすることは市の将来にとって大事なことと思います。

湧水の保全について伺います。

湧水の現況把握は行われていますか。

●議長（佐藤文昭君） 答弁、市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

●市長（横山忠長君） それでは、伊東温子議員の御質問にお答えをいたします。

にかほ市は鳥海山の恵みを受けまして、比較的水資源が豊かなところでございます。御指摘のように山や里、海にも湧き出しておりまして、優れた景観を醸し出すなど私たちの生活に大きな恵みを与えております。湧水の代表的なものとしては、獅子ヶ鼻湿原の出壺があり、元滝の伏流水とあわせて「日本の名水百選」、「平成の名水百選」に選ばれております。また、小砂川海岸や象潟海岸の一带の海岸線に出ている湧水群は、良質の岩ガキを育み、海の幸をもたらしておりますので、こうした環境を保全していくことは大変大切なことだと考えております。

以下の質問については、ガス水道局長並びに担当部長からお答えをさせます。

●議長（佐藤文昭君） 答弁、ガス水道局長。

●ガス水道局長（佐藤俊文君） それでは、上水道関係における湧水の状況把握についてお答えいたします。

にかほ市の上水道全体の水源形態としては、伏流水、表流水、湧水、地下水の四つに分類されております。それぞれの割合は、伏流水が4.8%、湧水が18.7%、表流水が23.5%、地下水が53%となっております。一日最大給水量2万2,920立方メートルのうち4,280立方メートルが湧水に分類されております。地域的に見ますと、象潟地区では元滝水源、本郷第一水源の2カ所、仁賀保地区では畑第3水源、荻原の第1・第2水源の3カ所、計5カ所が湧水の水源として県の認可を受けております。以上です。

●議長（佐藤文昭君） 答弁、市民福祉部長。

●市民福祉部長（齋藤洋君） 市民福祉部関係は簡易水道等における湧水の状況把握についてお答えいたします。

水源の形態といたしましては、簡易水道の場合は湧水と地下水、この二つでございます。これらの一日の最大給水量は1,214立方メートルでございます。内訳といたしまして、湧水が602立方メートル、地下水が612立方メートルとなっております。ほぼ半々の状況でございます。水源は市内全部で7カ所ございまして、うち5カ所が湧水、2カ所が地下水となっております。湧水の水源地を地域別に見ますと、象潟地区が関中ノ沢水源、それから小砂川水源、この2カ所でございます。仁賀保地区は上坂水源、それと上小国水源、水沢水源、この3カ所となっております。以上でございます。

●議長（佐藤文昭君） 伊東温子議員。

●4番（伊東温子君） 地下水や湧水からの水道への水源というか、そういうものが多量にあるということが分かりました。

そこでですね、私が聞きたいのは、その水道水源だけではなく、その他の湧水ということについて

でもお聞きしたいと思います。大体水道水源に関しては調査はなされていると思うんですね、どのくらいの量が出ているか、それはやっぺらっぺらと思えますけれども、その他の湧水の現況把握ということもなされているかどうかお伺いします。

●議長（佐藤文昭君） 答弁、産業建設部長。

●産業建設部長（佐藤正君） 産業建設部関係なんですけれども、先ほど市長の答弁にもありましたように、名水百選に選定されております獅子ヶ鼻湿原の出壺や元滝伏流水については把握しておりますが、観光スポット以外については把握しておりません。

●議長（佐藤文昭君） 伊東温子議員。

●4番（伊東温子君） あと水道水源に当たる湧水についての量ですね、湧いている量、それは調査されているものでしょうか、お願いします。

●議長（佐藤文昭君） 伊東温子議員。

●4番（伊東温子君） 量的に変化しているか、減っているか増えているか、そのところちょっと聞きたいと思います。

●議長（佐藤文昭君） ガス水道局長。

●ガス水道局長（佐藤俊文君） お答えいたします。

一応そのうちのほうの資料のほうなんですけれど、県から認可を受けていまして、この水源は何立方メートル、この水源は何立方メートルということで認可を受けている量を先ほど言いました。その現状が枯渇状態になるということは、季節を通しては若干あります。2月と9月が渇水状態になっております。ただ、それによって事業経営がどうのこうの、支障になるかという、それはございません。他方面にさまざまな水源が点在しておりますので、これから融通しているということもありますけれども、そういう影響はございません。

●議長（佐藤文昭君） 答弁、市民福祉部長。

●市民福祉部長（齋藤洋君） 簡易水道関係でございますけれども、既認可計画によります給水量、取水量では変化はございません。以上です。

●議長（佐藤文昭君） 伊東温子議員。

●4番（伊東温子君） それでは、例えば地下水が地表に出てくるのが湧水だと、そういうこともありますし、その地域の保水力とか何というんでしょう、水の多さというものを測る一つの指標となるのは湧水であるということをよく言われますけれども、その湧水の現況把握をするということが、やはりにかほ市の水循環の健全性を測ることになりますので、そういった把握ですね、水道水源以外の湧水の把握が必要だと思いますけれども、そういうことは行っていないということですね。

●議長（佐藤文昭君） ガス水道局長。

●ガス水道局長（佐藤俊文君） うちのほうでは行っておりません。

●議長（佐藤文昭君） 伊東温子議員。

●4番（伊東温子君） はい、分かりました。世界的な水不足、そういうこともありますし、いろんな影響で湧水が影響を受けやすいとか、そういうこともありまして、平成22年3月に環境省のほうから湧水保全復活ガイドラインというものが出されています。今、すごく湧水に着目する人が多く

なりました。それから、自治体としても自分たちのその水循環系というものがどういうものになっているのかということで、その湧水というものが一つの水循環系の指標になるということをやっています。その現況を調べるということが、やはりその地域にとって大事なことであります。水資源の確保、それから水循環の健全性を図るためには必要だとあるので、そういう調査をしているものかと思って聞きました。

それでは2番に移ります。

2番ですけれども、保全対策ですね、湧水の保全対策について、余り現況は調べてないようなので、これも何というんでしょう、余り対策として練られていないとは思いますが、一応2番に挙げましたので、湧水の保全対策を考えていますか。

●議長（佐藤文昭君） 答弁、市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

●市長（横山忠長君） 水源の保護対策としては、にかほ市では水道水源保護条例、これを制定しておりますが、このことについてはガス水道局長から説明をさせます。

また、懸念されること、先ほど伊東議員がお話のように、外国の資本がどんどん土地買収をして水源のあるところを取得しているという、にかほ市内にはありませんけれども、そういう形のものがあるということを懸念されてのお話だと思いますけれども、今、県では何とか条例をつくらうという動きがあります。これは水源地域の森林を保全しようという条例でありますけれども、これについては担当のほうから少し詳しく説明をさせますが、この状況を見ながらですね今の水源保護条例を補足しなければならない部分がもし出るようであれば、こういうことを踏まえながら検討してまいりたいなと思っておりますが、まずは県の動向をよく見てみたいと。

●議長（佐藤文昭君） 答弁、ガス水道局長。

●ガス水道局長（佐藤俊文君） それでは、上水道関連における保全対策についてお答えいたします。

上水道関連における保全対策につきましては、これらの湧水水源と、その他簡易水道水源を含めて、平成19年4月10日に制定されましたにかほ市水道水源保護条例により、水道水源保護区域として指定されていますので、これにより保護されているものと考えております。

また、日常的な管理につきましては、毎日巡回していますので、そのときどきの保全対策については万全を期して臨んでいるところでございます。以上です。

●議長（佐藤文昭君） 答弁、市民福祉部長。

●市民福祉部長（齋藤洋君） 簡易水道関係の保全対策でございますけれども、今、ガス水道局長がお答えしておりましたので、私のほうからは省略させていただきます。

●議長（佐藤文昭君） 産業建設部長。

●産業建設部長（佐藤正君） 産業建設部関係についてお話いたします。

鳥海山獅子ヶ鼻湿原植物群落及び新山溶岩流末端崖と湧水群は、指定天然記念物であり、人工的な具体的保全対策は特に講じておりません。文化財保護課、県で所管しております保存管理計画の指針をもとに、今後も関係部署と連携を図りながら保全に努めたいと考えております。

●議長（佐藤文昭君） ガス水道局長。

●ガス水道局長（佐藤俊文君） それでは、先ほど市長が言われました県の動きについて若干補足説明させていただきます。

現在、秋田県では水源地域の森林を保全するには、いつ、誰が、どのような目的で土地の取得等が行われるかを常に把握し、森林の取引等について適切に指導、監視していくことが必要ということで、水源地域の森林における土地取引等の事前届出制度の創設に向けた新しい条例制定に取り組んでおります。

この背景といたしましては、外国資本による森林の買収や県外企業が森林を買収し、水資源の権利を投資家に販売するなど、そのような事例が見受けられるため、県民共有の財産である水源地域の森林を公的な管理のもとで持続的な保全を図る必要があるとしています。条例による届け出の対象となる土地の地域指定の考え方は、水源涵養保全林、水資源保存ゾーン、水源涵養機能維持増進森林などが挙げられ、秋田県民有林の44万7,000ヘクタールに上るものと現段階では示されております。

市町村説明会は、これまで9月と11月の2回行われておりますが、地域指定の役割分担の考え方として、にかほ市が引き合いに出されておりました、にかほ市では市条例により水源保護区域を設定している、この保護区域を新たな県の条例でも保全区域として指定することを検討するとしております。まだ詳細についてはこれからだと思いますけれど、県議会への条例案上程は2月とし、条例施行は平成26年4月を予定しているものでございます。これらが実施されますと、市の水源保護区域は県の水源涵養保全区域の規制も加わり、さらなる保全体制が整うものと考えております。以上であります。

●議長（佐藤文昭君） 伊東温子議員。

●4番（伊東温子君） 涵養地域の保全ということも考えに入れられて、そういう条例がつくられていくようですけれども、大変喜ばしいことだと思います。

ところが、にかほ市では鳥海山の水の恵みで本当に生かされているところなのですけれども、50年前に象潟地区で大量のブナが伐採されました。その後の保全のためにボランティア団体ですけれども、鳥海山にブナを植える会は20年かけて3万本のブナの苗木を植えてきました。そのブナが無事に育ったとしても、その森の1割にも満たないと副会長さんなども言われております。100年計画で針葉樹林と広葉樹林を交互に植えて、水の保水性を高めていくというような取り組みが日本でもあちこちでやられているようです。この件についても、市のほうとして、この失われた森に対して、またはほかの植樹会もあるのですけれども、そういう保全に対して、どのようなお考えをお持ちなのかお伺いします。

●議長（佐藤文昭君） 市長。

●市長（横山忠長君） 森林の再生に御努力をされているボランティアの皆さん、本当に敬意を表したいと思います。行政としてもできるだけ応援ということで、ほとんどが市有地のほうに植林をしていただいておりますが、これからもこうした活動を支援してまいりたいと思っております。

●議長（佐藤文昭君） 伊東温子議員。

●4番（伊東温子君） 鳥海山は屋久島に並ぶほどの降水量があって、岬の海のほうに出ている湧水の量は世界一という人もいるくらいの量が出ているそうなんです。それも全部やはり鳥海山の恵みというんですか、そういうことだと思いますし、さらに保水性を高めるために、この宝を持続できるようにぜひ市のほうでも積極的に活動をしていただきたいと思います。

もう一つの問題です。小砂川の湧水ですね、昔から水神様を祀りながらその出壺がいっぱいあったんです。それは今、ほとんど出ない状態になっていたりして、そこを生活用水として使っている家は、ほとんどもう機能していない。それで、そういう状況の中で、とても水に対する不安というんでしょうか、素晴らしい山を持って、素晴らしい湧水の量、水量が素晴らしいということで安心する一方で、やはり里とか海の枯渇状態になっているその出壺を見ると、やはりこれでいいのかなというような感じがします。すごい不安を感じます。やはり鳥海山のブナ林が失われたのが50年なので…

●議長（佐藤文昭君） 伊東議員、簡潔に質問をしてください。

●4番（伊東温子君） ということで、湧水の量は少なくなっています。その原因については地震によるものとか、地震によって水脈が変わったり、それからブナの伐採でやはり変わってしまったとか、岩石採取をするために朝夕発破をかけていたりしたので、そのせいもあるんじゃないかと、岩盤が割れてしまったのではないかと、バイパス建設によるものとか、いろんなことが言われます。それはいろいろあると思うんですけれども、今、小砂川の海に湧く伏流水というものは、小砂川の子産物ですね、それをすごく美味しくして、ブランドにできるほどのものなんですけれども、その海岸の近くを今やはり岩石採取している業者さんもいるんです。そこを、やはり昔からそういうことを懸念しながら部落の山と組合の山は深さ制限をして、取った後10メートルまで掘って4メートル埋め戻して植林をするという、そういうふうな約束のもとで岩石採取してきたわけなんですけれども、個人の山は規制がかからない。あそこは特定公園地内なんですけれども深さ制限はないと。それで、水道水源保護地域でもないわけです。そういうことがあって、やっぱり…

●議長（佐藤文昭君） 伊東議員、聞きたいことを質問してください。

●4番（伊東温子君） 今言います。そういう伏流水が断たれると、そういう心配があるなということで、まずこういうような状況をどうにか、何というんでしょう、そういうものを保護するために何か市として策はないものなのでしょうか。

●議長（佐藤文昭君） 市長。

●市長（横山忠長君） 地下水の状況については、私の住んでいるところも至る所で地下水があるわけですが、長年観察すれば、やはり水量が少なくなったり、あるいは枯渇したりする場所もあります。そうして枯渇したなと思ったら、また再度年数を経て出てくる場合もありますが、例えば先ほどお話のように地震とかそういう影響もあるんだらうと私は思います。今の御質問は岩石採取のお話でありますので、まず水源保護条例をつくったときのその小砂川地区の岩石を採取している皆さんとの協議の経過、あるいは岩石採取の許可の等々については、関係する担当部長からお答えをさせます。

●議長（佐藤文昭君） ガス水道局長。

●ガス水道局長（佐藤俊文君） それでは、ただいま市長が述べました小砂川地区の岩石採取業者等との条例ができてからの経過について若干御説明いたします。

平成19年3月定例会で水源保護条例が制定された後、同年4月10日に岩石土砂採取業者との意見交換会を開催しております。参加者といたしましては、業者側から小砂川石材組合長の山卯建設工業を初め6業者が、市側からは市長以下6名が参加して、にかほ市の水道水源保護条例並びに条例施行規則（案）の抜粋、それから水源保護地域指定区域（案）の三つの資料を提示しまして意見交換を行っております。その中でさまざまな御意見、御質問等が話し合われまして、その時点で業者側から五つの要望事項が出されました。それらを受けまして、4月17日、1週間後ですれね2回目の会議を開きまして、その五つの要望に答える形で再度意見交換会を行っております。翌4月18日には当時の企業管理者須田局長と山卯建設工業と川越工業と私の5名によりまして現地調査を行っております。意見交換会と現地調査の検証をいたしまして現在の岬山関係の線引きとなった次第でございます。

●議長（佐藤文昭君） 答弁、佐々木雇用対策政策監兼商工課長。

●雇用対策政策監兼商工（佐々木敏春君） そうすれば、岩石採取につきまして御説明をいたします。

岩石採取につきましては、砕石法に基づきまして秋田県知事が認可を下すものでございますけれども、この採取が行われる市町村長の意見を聞きながら知事が許可の認可を判断することになっております。砕石法では、許可に当たって市町村の意見を尊重しなければならない旨の規定はございません。ですから、岩石採取計画の許認可基準は、砕石法第33条の4に「他人に危害を及ぼし公共の用に供する施設を尊重し、又は農業・林業若しくはその他の産業の利益を損じ、公共の福祉に反すると認めるときは同条の許可をしてはならない」というふうに規定されております。実際に被害等が発生している場合のみ、不認可できるとされております。被害の恐れがあるという理由では不認可にできないという法律になっております。それ以外は認可しなければならないというものでございます。そのため、岩石採取計画について、ほとんどが認可されているというのが実情でございます。たとえば自治体条例で被害の恐れを理由に不認可とされた場合でも、その処分に不服を申し立て裁判で争った場合には、事業者の主張が認められるという事例が多くあります。そういった場合には損害賠償とかそういった部分になるというような全国で多く起きてございます。ですから、法的には岩石採取法では規制はできないというような内容でございます。

●議長（佐藤文昭君） 暫時休憩します。

午前11時42分 休憩

午前11時42分 再開

●議長（佐藤文昭君） 再開します。

伊東温子議員。

●4番（伊東温子君） 分かりました。今、小砂川の岩石の採取のほうはよく分かりましたし、その

水道水源保護条例ができた、地域も指定されたというそのいきさつもよく分かりました。

あとはですね、例えば白瀬記念館がありますね、あそここのところの竹嶋瀉も水が、やはり湧水なんだそうです。それで、それが非常に濁っているものだから観光客から汚いと言われたそうなんですけれども、こういうところのその処置というのは何か考えていらっしゃるでしょうか。

●議長（佐藤文昭君） 暫時休憩します。

午前11時44分 休 憩

午前11時44分 再 開

●議長（佐藤文昭君） 再開します。

産業建設部長。

●産業建設部長（佐藤正君） 私のほうからお答えいたします。

実は2週間ぐらい前に市民から電話ありまして、竹嶋瀉が非常にその濁っているということで連絡がありました。魚、あるいはその動植物が死んでしまうのじゃないかということの電話があったんですけれども、その原因につきまして我々現場を見ました。その結果、上のほうで碎石をされている業者がありまして、その業者が碎石を洗ったいわゆるその水を、ため池といいますか自分たちでつくったため池に一旦ためまして、その上水を、きれいになった水を放流するには何も問題ないんですけれども、今回の場合、雨が続いたということもありまして、泥水をそのまま流したという経緯がありました。すぐ我々も県といろいろと相談しながら、直接業者を呼びまして、こういうことで何とかせよということで強制的に我々も強くやめるように話をしております。ただ、なかなかその新たにため池をつくるにもちょっと時間がかかるということもありまして、一時、今のところ大分収まってきたのかなと我々思っていますけれども、そういう状況でありましたので、常日ごろからたびたびそういう事件が起こっていましたので、我々も注意しながら今、竹嶋瀉、あるいは観音瀉もそうなんですけれども、監視しながら業者のほうに指導したいということでございます。以上です。

●議長（佐藤文昭君） 伊東温子議員。

●4番（伊東温子君） 分かりました。いろいろな湧水があるので、いろんな問題もあると思います。それで、やはり水道水源だけでなく、県のほうでもその条例を用意しているという話でしたので、それに期待しながらですね、やはり涵養地域とかそういうところの保護と、それからやはり湧水はにかほ市の水循環系の指針であるということも踏まえられまして、湧水のその調査をよろしくお願ひしたいということと、あと、子供たちに受け継いでいくそういう大切なものですので、環境教育の中でそういう水の問題も取り扱っていただきたいと思います。

これで質問を終わります。

●議長（佐藤文昭君） これで4番伊東温子議員の一般質問を終わります。

昼食のため1時まで休憩いたします。

午前11時47分 休 憩

午後1時00分 再 開

●議長（佐藤文昭君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど村上議員の一般質問の短期保険証の発行状況について市民福祉部長より発言を求められていますのでこれを許します。市民福祉部長。

●市民福祉部長（齋藤洋君） 今、議長のほうからお話ありました午前中の村上議員からの質問の中で保留にしておりました部分について答弁をいたします。

高校生以下42人というお話させていただきましたが、内訳として高校生が8人、中学生が5人、小学生が25人、乳幼児が4人となっております。それで通常、短期保険証を交付する際は納税相談をした上で交付しておりますが、高校生以下の部分に関しましては納税相談関係なく有効期間が切れないうちにこちらのほうから送付しております。以上です。

●議長（佐藤文昭君） 次に、13番奥山収三議員の一般質問を許します。13番奥山収三議員。

【13番（奥山収三君）登壇】

●13番（奥山収三君） 本会議一般質問の最後に質問させていただきます。

今回は事前通告しておきましたように、にかほ市の観光資源の保全について、この一つについて質問いたします。

11月16日の各新聞で「奥の細道の風景地」として象潟及び汐越を含む10県13カ所を名勝に指定するよう文部科学省に答申されました。このことに関しては、昨日の一般質問にも出ていたように、同様の質問も多少ダブるかもしれませんが、昨日私自身がちょっと退席していましたのでよろしく答弁をお願いします。

また、11月26日の秋田さきがけ新聞には、今回の象潟の名勝指定に関し「全国に広く魅力発信」をタイトルに県内の観光地との連携を図りながら、いろいろな観点に立ち、象潟の魅力を発信する好機であり、観光誘客などを通じ地域の活性化につなげたい、にかほ市がリーダーシップを発揮することを期待すると社説にも載っております。

ほかににかほ市には数多くの観光資源とするとところもあります。鳥海ブルーライン、中島台、元滝、仁賀保高原、白瀬記念館、さらに今回の象潟及び汐越等々、その中でも特に景観保全や自然保護が求められ、または必要とされるところがたくさんあります。この名勝指定を機会に、市が観光資源の保全に関してどのように考えているのか、幾つか下記につき質問いたします。

まず一つ目に、自然や天然記念物等の観光資源、観光地の保全について市の基本的な考えをお伺いいたします。

●議長（佐藤文昭君） 答弁、市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

●市長（横山忠長君） それでは、奥山議員の御質問にお答えをいたします。

観光資源、観光地の保全に関する市の基本的な考え方を申し上げたいと思います。

自然、天然記念物も含めた観光資源、観光地の保全については、守ることと見せることを両立してバランスよく管理していくことが望ましいと考えております。これは非常に難しい面もございますが、まずはにかほ市にある史跡、文化財、鳥海山麓に広がる自然などを積極的にPRしながら多くの方々に知っていただき、観光客の増加につなげながら地域経済への波及効果を高めていきたいものだと、そのように考えているところであります。

●議長（佐藤文昭君） 奥山収三議員。

●13番（奥山収三君） 今、基本的な考え方をお尋ねしましたけれども、引き続き関連しまして、二つ目の中島台について質問を移りたいと思います。

この件に関しては、以前お聞きしたことと思いますが、中島台を訪れる方々が木道から樹林帯のほうへ外れて歩くことのないように、特に立ち入ってほしくない部分、例えば自然が壊れる危険性が非常に高い箇所などを重点的にでも結構ですのでロープを設置して、極力観光客、もしくはカメラマンの方たちが立ち入ることのないように配慮すべきではないかと思っておりますので、その件についてお尋ねします。

●議長（佐藤文昭君） 答弁、市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

●市長（横山忠長君） 中島台の保全等については、担当の部課長からお答えをさせます。

●議長（佐藤文昭君） 答弁、産業建設部長。

●産業建設部長（佐藤正君） お答えいたします。

中島台レクリエーションの森の文化財指定区域につきましては、植生及び樹木の保全のため立入り禁止区域を定め、あがりこ大王や出壺周辺などにはロープを設置し、立ち入りを制限しております。また、危険箇所の転落防止としてロープを設置している箇所もありますが、特にそれ以外については設置しておりません。

現在、樹木等の保護のため遊歩道整備を実施していますが、散策コースを調査した上で、必要な箇所にはロープを設置するなど、木道以外の場所に立ち入らないように方策を講じてまいりたいと思います。

●議長（佐藤文昭君） 奥山収三議員。

●13番（奥山収三君） 今お尋ねした段階では、立ち入らないように講じたいというような前向きな答弁でありましたけれども、これ毎回言うことなんですけれども、中島台に行くたびにですね非常に、行くたびに荒れています、正直言って。自然が荒廃しているというのか。前もお話しましたけれども、例えば川を渡った、吊り橋を渡った先の川側のほうが2カ所崩落しています。それは前のことなんですけれども、ただ単にそれだけじゃなくして、あがりこ大王の近辺もそうですし、それから出壺、もしくは鳥海マリモ、あの部分に関しても行くたびにですねこれは荒れているのが分かるんですよね。確かにピンポイント的に木も倒れています。これは土質のせいもありましょうし、または先ほどお話したようにカメラマン、もしくは心のない方たちが入り込んで根を踏みつける、それも一因かと思っておりますけれども、極力早急にその危険箇所というだけじゃなくして立ち入ってほしく

ないところを早急に見て回っていただいて、来年度中にでもやっていただくよう私のほうからは強く要請したいと思います。それをお願いして、次の質問に入ります。

これはですね、私が何年か前に郷土資料館のほうからも連絡いただきまして担当の方と二人で2度ほどですか見て回ったことがありました。そのときにもいろんな提言したわけですがけれども、まず一つはですね、今これから質問する出壺にですね一、二年ぐらい前ですか、クマの爪痕というブナがございます。そのブナの枝がどうもその、落ちるのではないかと、崩落するのではと、割けて落ちるのではないかと、それについて見ていただきたいということもありまして行きました。それと同時に鳥海マリモその段階で見てきたわけですがけれども、それが大きな枝が落ちてですね、今現在、出壺の水面に中に横たわっています。それは一向に処分するわけでもなく、放置された、悪く言えば放置されたような状態になっています。それに関して聞きましたらば、どうもその学識者の方が、いや、自然の状態だから触るなというようなことで、どうもその撤去するわけにはいかないんだというようなことも聞いていますけれども、これはやはり私思うのは、観光地と称する、言われるところであるならば、やはり人の目、もしくはその景観というものが出てくるわけですので、大事な要素が加わるわけですので、本来は一刻でも早く除去すべき、取り除くべきではないかと思っておりますけれども、それに関してちょっとお伺いしたいと思います。

●議長（佐藤文昭君） 答弁、市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

●市長（横山忠長君） 出壺の関係の御質問でございますが、先ほどちょっと戻りますけどもね、立ち入らないようにロープを張れという話でした。それに対して、その担当部のほうでは、いろいろ検討してその危険回避するものというようなお話ししましたけれども、私はロープを張っても、どうしてもピンポイントにしてカメラマンなどが撮らなければならないという部分はですね、ロープ張っても入ると思うんですね。ですから、それ以上その場所が荒廃しないようにするためには、やっぱりどうしても入るところは、ここは写真のポイントですよという形で木道をつくったほうが私はかえっていいのではないかなと私は思います。そういう形の対応もこれから検討してみたいと思っております。

それから、出壺の関係ですがけれども、私もはっきり言ってそういうものは取ってほしいと思うんです。取ってほしいと思うんですが、保護管理計画の中では自然のままで置いてほしいというふうな先生方の意見もあって、担当課のほうではなかなかそれを除去できないという話もあります。このあたりの詳しい話は担当からさせますけれども、私はできるだけそういうものは除去していいのではないかなと私個人は思いますけれどもね、そのあたりを担当のほうから答弁をさせたいと思います。

●議長（佐藤文昭君） 答弁、教育次長。

●教育次長（武藤一男君） 出壺のクマの爪痕と名付けられたブナの除去なんですけれども、倒木については昨年にも獅子ヶ鼻湿原の保存管理計画を作成しました。先生方と現地調査を含め協議しております。その中で出た話ですがけれども、雪や風による倒木の状況や落下した枝によるクマの爪痕など、ありのままの自然の姿を観察してもらったらどうか、または、いずれ処分するにしても周

りへの影響のないようその方策を十分に考えていかなければいけないというようなお話がありました。いずれ今後も先生方と倒木について処分の方法、協議、最善の策を講じていきたいと思えます。いずれ来年2月にまた委員会を開催する予定でございます。そのときに、この策定計画がまず今年目になります。そういうものがありますので、先生方と、まずこういういろんな発生しているものについてもお話していきたいと思えます。以上です。

●議長（佐藤文昭君） 奥山収三議員。

●13番（奥山収三君） 今、市長のほうからと担当のほうからと答弁いただいたわけですが、市長がおっしゃったように、個人的には取り除きたいと、これは僕も全く同感だと思えます。この学識者と言われる方々は、その自然のありのままで見せるというか置いておくべきだというようなことをおっしゃっていると。それはある前の話ですが、やはり同じように学識者、委員の中の一人が、一人というかよく分かりませんが、数名なのかは別として、自然のものは自然のものに自然のようにあるがままにしておいておくのだと。観光という言葉を出したら、非常にその観光については拒否反応を示すような方がいると、その委員の中にですね。ですからその、このように中島台がもう日本全国に知れわたっているわけですので、その中でいろんなところから、いろんな方たちが観光に訪れるということは、とりもなおさず景観が一番大事になってくると思うんです。もちろんこれは保全も当然です。保全の次には、やはり景観が大事なのではないかと、私はそういう観点で今まで市の担当の方と色々なお話もしてきましたし、またはその助言もしてきたわけですが、決してこれは私のその意見が通らないからという、そういう意味で言っているのではないのです。やはり、例えば試験的にやる方法もあるのではないかと、そういうことを含めて今回この発言をしているわけですが、次に移ります。

この鳥海マリモについてなんですけれども、例えばこの鳥海マリモについてですね、見に来た人が非常にかっかりしたと。マリモ、マリモと言いながらも、これはマリモと言えるのかというような声も結構聞かれています。それで、これは専門的なことを言うつもりはございませんけれども、鳥海マリモというのは着生植物です。浮遊植物ではないわけですよ、阿寒湖のマリモとは違って。ですから、ネーミングは非常にいいわけです、マリモと言えば非常にかわいらしさもあるし、全国的にも知れ渡っているマリモということでネーミングは非常にいいわけですが、実際は着生植物であると。そういう中で、何か見に来たけどもさっぱりその姿が見えないと。枯れ葉ばかりで、落ち葉ばかりで見えないと。あれが一体そのマリモと言えるものなのかというような意見も結構多いです。それで、これは一つの提言になるかもしれませんが、例えば落ち葉の多い時期、もしくは落ち葉が流れてきて、流入してマリモにかぶさっているような時期、そういう時期には何らかの形でもって除去してですね、ある程度姿が見えるような状況に私はすべきじゃないかなと思えます。これの担当のほうのちょっと意見を聞きたいと思えますので。

●議長（佐藤文昭君） 教育次長。

●教育次長（武藤一男君） 鳥海マリモの落ち葉、流入の多い場合には何らかの方法で除去すべきという質問でございます。

鳥海マリモの落ち葉については前の質問でも言いましたけれども、平成20年度に策定した保存管

理計画のとおり、コケ群落池に落ちた葉がコケを覆っている件については、落ち葉がコケに与える影響はなく、早急に除去する必要がなく、今後も経過観察というふうにまず書かれてあります。昨年も現地を見ていただきました。獅子ヶ鼻湿原の保存管理計画を作成した先生方と現地を見たわけですけれども、やはりコケ類は天然記念物というだけでなく絶滅危惧種となっているもの、絶滅危惧種だけで51種類あるわけなんですけれども、この落ち葉の除去については慎重に対応する必要があるということでした。これも引き続き専門の先生方と協議するわけですけれども、まず来年2月の委員会があります。全員集まります。これをブナの木とあわせてピンポイントでちょっと協議したいと思います。以上でございます。

●議長（佐藤文昭君） 奥山収三議員。

●13番（奥山収三君） この件に関しても来年の2月に協議上に載せたいということですが、いずれこれですね、多分出してもまた同じように早急に対処する必要はないとか何ら今現在影響はないというような結論に達することが非常に高いわけですが、例えば万が一そういうことがあった場合にはですね、向こう4年間、もしくは5年間の、例えば試験的に除去してみると、試験的に。確かに落ち葉がかかったからといって、すぐすぐ影響あるものではないです、確かに。ところが、その長いこと放っておきますと、光合成生産ができなくなりますので、コケはだんだん枯れていきます。黄色になっていきます。そういう原因の一因になりかねないと思います。ですから、来年の2月にどのような話し合いになるのか分かりませんが、できれば5年ぐらいの試験的な除去、落ち葉の除去、それをぜひこの委員会ですか、委員会で強く提言していただきたいと思います。

次の質問に移らせていただきます。

次は、九十九島の景観保全と整備についてお尋ねします。

九十九島は私が取り立てて言うまでもなく、覚林和尚が命を懸けて守った島でもございますし、それはただ単に島を守ったというだけじゃなくして、島そのものが醸し出しているあの景観そのものを守ったのだと私は信じています。その上で幾つかの質問をしていきたいと思います。

6月議会で市長の市政報告では、魅力ある観光地の再建・強化の事業で「ふるさとの温もり ほっと！島めぐり」が選定され、ANA総合研究所が受注することが決定した旨報告されましたが、その後の進展はどのようになっていますかお伺いします。

●議長（佐藤文昭君） 答弁、市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

●市長（横山忠長君） 九十九島の景観等については、この後、担当の部長から進捗状況についてお答えをさせますが、これが正式に九十九島の、今は何島でもありませんけれども、文部科学省から指定された場合は、当然、中島台と同じように保存管理計画を策定して、なかなかその観光と保存という形の両立が大変難しいというふうな形にもなりかねません。そういうことも含めて、これからの九十九島のあり方を、活用の仕方を考えていかなければなりませんけれども、先ほど申し上げましたようにANA総合研究所との取り組み状況については担当の部長からお答えをさせます。

●議長（佐藤文昭君） 答弁、産業建設部長。

●産業建設部長（佐藤正君） それでは、私のほうからお答えいたします。

その後の進捗状況でありますけれども、観光地の事業としまして実施しております官民協働した魅力ある観光地の再建・強化事業では、ANA総合研究所から目利きとして助言、指導をいただきながら10月に実施しましたモニターツアーを終えたところであります。今年9月まではこのモニターツアー実施に向けさまざまな準備を行ってききましたが、本市の知名度向上を含め新規ポスターの作成、掲示、夏・秋の機関誌の作成、発行などによる宣伝、告知を行ってまいりました。また、市内の観光に関する一体感の醸成を図るため、9月24日には市民集会を開催し、9月下旬から五日間、観光事業従事者、あるいは各商店等を対象にした受け入れ態勢の整備、強化、いわゆるおもてなしの研修を実施してきたところであります。こういったことを踏まえ10月には、首都圏の旅行会社や仙台市の旅行会社とタイアップし、九十九島の周辺と仁賀保高原をメインにしたモニターツアーを開催しました。参加者からはアンケートをいただき、集計、分析を今行っていて、来年度以降の旅行商品造成につなげていきたいということで考えております。

九十九島、特に能因島、弁天島、駒留島などの主要な島につきましては、認知度や、あるいはその知名度があり、観光客が訪れる機会も多くあります。環境保全における補助などがあれば、主要な島を初め整備ができるように有効に活用させていただきながら環境保全などに努めてまいりたいと考えております。

●議長（佐藤文昭君） 奥山収三議員。

●13番（奥山収三君） 今の件につきまして一つ再質問させていただきます。

五日間のモニターツアーを行ったというようなお答えでしたけれども、参加者の反応はいかがでしたでしょうか。それをちょっと教えてください。

●議長（佐藤文昭君） 答弁、観光課長。

●観光課長（佐藤均君） ただいまの御質問につきまして御説明申し上げます。

今、アンケートの集計作業途中ではありますが、現時点で把握している状況を御説明申し上げます。

ツアーにつきましては、首都圏からの阪急交通社、それから仙台圏からの2社の3回ほどツアーを実施しております。約80名の参加者を得ております。男性が約30%、残りの70%が女性という形になっていて、年代的には熟年層が多い形になっております。

それで、参加者の感想ですけれども、満足度でいきますと、またぜひ訪れたいと思った方が約8%、訪れたいという方が37%、やや訪れたいという方が18%と半分以上の方がまた来たいという部分でもあります。逆にどちらとも思えないという方が約30%と、また訪れたくないという方もおりまして、評価としては、また来たくないという方に関して半分近くいることに関しましては、まだまだ改善の余地があると考えております。あと、細かい項目については現在、集計作業中で、どういうものがよかったか、どういうものが不満足であったかという形については、今後まとめていきたいと思っております。以上です。

●議長（佐藤文昭君） 奥山収三議員。

●13番（奥山収三君） 今、アンケートを集計中だということでお尋ねした中で、半数以上がもう一度来てみたい、または来てみたいと。ところが、どちらともというのは結構多いのにはちょっと

びっくりしたんですけれども、いずれにしましてもそういうことを、反省点は反省点として踏まえて、今後のこの観光に役立てていくべきだと思いますので、その点はしっかり検証していただきたいと思います。

次に移ります。

今回の名勝指定により脚光を浴び、さらに多くの観光客が訪れることと思われれます。今まではほとんど一度ぐらいの除草、これは草刈りですけれども、多分それぐらいだったと僕が見る範囲では思います。報道によると景観保全が目的の各種事業には国の半額補助があるということですので、これからは有効活用して、主要な島については年二、三回ぐらいの草刈り、除草を行い、常に美しい島々の景観を維持することが観光サービスと考えます。その上で市の考えをお伺いいたします。

●議長（佐藤文昭君） 教育次長。

●教育次長（武藤一男君） 九十九島の下刈り等まず景観維持についてでございますが、九十九島の草刈り等景観保全ですが、現在、九十九島の下刈りは市が業務委託、また、緊急雇用で対応したりして部分的にやっています。それから、九十九島の松を守る会、それから島守りなどのボランティアの方々をお願いしている部分があります。今年度は林野庁の交付金を受け九十九島の松を守る会が約4ヘクタール下刈りを行っています。今後は、まず現在の体制を維持するわけですが、今回の象潟及び汐越の名勝指定になることにより保全事業というものがありまして、その200万円以上の事業費であれば国の50%補助制度があります。あくまでもその指定された部分ということですが、この制度の中で景観保全として下刈りが対象になるか、あるいは道路の維持修繕なども含め、国・県と協議しながら進めていきたいと思っております。以上です。

●議長（佐藤文昭君） 奥山収三議員。

●13番（奥山収三君） 先ほどもちょっとお話しましたけれども、今までは大体1回ぐらいかなというような状態で草刈りでしたけれども、本当にこれからは名勝指定によりどんどん観光客も増えるのではないかなと懸念されます。もちろんそれについては保全、いろいろなことが考えられますけれども、ぜひ美しい島を、きれいな島を観光客に見ていただけるよう、ぜひ予算のほうもそれなりに取っていただいて頑張っていただきたいと思っております。

次に、この九十九島に関しては各島々をめぐるコースが設けられております。ところが道路事情が必ずしもよいとは言えない箇所が結構見受けられます。この件に関しては今日ちょっと欠席しています竹内議員の一般質問にもちょっと載っていましたが、いずれにしましても早急に整備を急ぐ必要があると思われれますけれども、考えをお伺いします。

●議長（佐藤文昭君） 産業建設部長。

●産業建設部長（佐藤正君） それではお答えいたします。

道路の整備につきましては、農作業を初め観光で訪れた方など、利用者にとっては舗装された道が歩きやすい反面、観光客にとっての九十九島めぐりは、歴史探訪となることから、昔ながらのあぜ道を提供することも必要かと思っております。いずれにしましても安全に利用できるようにコースを維持していく必要がありますので、各関係機関と協議しながら整備したいと思っております。

●議長（佐藤文昭君） 奥山収三議員。

●13番（奥山収三君） 確かに舗装だけが全てと言うつもりはございません。もっとも中にはあの風景に合った、道なり、もしくは道の景色、そういうものも十分大事だとは思いますが。以前です、何年か前ですかね、あそこをカラー舗装ですか、茶色の舗装をしまして、人が歩きやすいようにしてはあったんですけども、その後ちょっと荒れてきてまして、路肩が崩れたり、もしくはカーブの部分が非常に崩れたりして、非常にぐあい悪いような状況になっております。今、協議の上というお話されてはいたんですけども、その協議のほうも一刻も早く協議していただいて、極力早くやっていただくよう要望しておきます。

それでは、次の質問に移ります。

今回は九つの島が名勝指定に挙げられているということでしたが、そのほかの島々も言うまでもなく景観保持としては欠くことのできない天然記念物であります。そのような観点に立ち、いま一度前川象潟2号線の見直しをされたらどうか伺います。

●議長（佐藤文昭君） 答弁、市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

●市長（横山忠長君） 最初に戻りますけれども、コースの整備についてはこれから検討というお話、担当の部長お答えをしました。

ただ、私は、昨日でしたか申し上げましたように、生産調整が、要するに減反が5年後に廃止になると。そうした中で今の九十九島を取り巻く水田、あのままでよいのかという気持ちがあります。もう一度基盤整備に向かうことができるかどうか、このあたりをですね農家の皆さんとよく話をし、じゃあ基盤整備やるといったら、やはりそれを踏まえた島めぐりの道路整備も考えていく必要があるのではないかな、今の段階では仮に、簡易的なものはそれはそれで結構ですけども、やるとなればやはり基盤整備がどうなるのかを見据えた形でのコースの整備になるのではないかなと私は思います。

それから、前川象潟2号線、もう一度見直しをされたらどうかという御意見であります。私はやはり市民生活、あるいは産業振興、そして市民の生命、財産を守るためにも、私は必要な道路だと思っております。ですから、できるだけ文化財保護委員会からの御意見、あるいは教育委員会からの御意見、そういうことも踏まえながら、景観上も九十九島の景観に影響を与えないような形の整備をしてみたい、この考え方は今でも変わりありません。

●議長（佐藤文昭君） 奥山収三議員。

●13番（奥山収三君） ちょっと戻りますけれども、島々をめぐるコースの道路、それに関しては、何も先ほど僕の言ったように舗装がいいとか悪いとかそういうことを言っているつもりはございませんし、また同時に先ほど市長が言ったように水田の今後の稲作の動き、そういうものを見てということをおっしゃっていましたので。ただ言えることは、やはり今、非常に歩きにくいような状況になっている箇所がございます。非常に先ほど言ったように路肩が崩れて歩きにくい、もしくは…

●議長（佐藤文昭君） 戻ってる、前の質問に。

●13番（奥山収三君） いやいや、ですから…

●議長（佐藤文昭君） 4番の最後の質問ですから、お願いします。

●13番（奥山収三君） ですから、それに関してはできるだけ早くやっていただきたいということを言おうとしているんです。

次、先ほどちょっとお話出ていましたけど、前川象潟2号線に関してはですね、確かに景観に支障のないようにとは言うかもしれませんが、これはやはり全体的なことを捉えて考えていかなければいけないと思いますので、ぜひ景観というものを重視して、それを重点項目としてやっていただきたいと私は思っています。以上で終わります。

●議長（佐藤文昭君） これで13番奥山収三議員の一般質問を終わります。

議員の皆さんに申し添えますけれども、一般質問は質問でありますから、あくまでも質問に徹してですね、要望や御礼の言葉を述べることは実に慎んでいただきたいと思います。よろしくお願ひします。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。

どうも大変御苦労さまでした。

午後1時37分 散 会
